

公共交通ネットワーク再編検討調査業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

公共交通ネットワーク再編検討調査業務委託の内容並びに同業務に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

第1 業務の目的

蒲郡市では、鉄道（名鉄蒲郡線）、民間路線バス、支線バスなどの公共交通について、利用者の減少や運行費用の増大により公共交通ネットワークの維持継続が厳しさを増している。

鉄道、路線バス等における維持存続、支線バスにおける事業拡充などのそれぞれの課題解決を図り、将来にわたり市民の移動手段を確保するため、現状の確認及び中長期的な財政負担額の拡大見込みを踏まえた、蒲郡市の公共交通ネットワークのあり方を検討するとともに、利用者や住民代表、交通事業者等に対するニーズ調査を行った上で、課題の整理、対応方策の検討を行い、公共交通ネットワークの最適化による運行の効率化、利便性向上を図るため、市全体の公共交通ネットワークの再編案を検討することを目的とする。

第2 業務概要

1 業務名

令和5年度公共交通ネットワーク再編検討調査業務

2 業務内容

「令和5年度公共交通ネットワーク再編検討調査仕様書」のとおりとする。

3 業務期間

令和5年8月1日（予定）から令和6年3月31日まで

4 契約上限金額

金 16,500 千円（消費税及び地方消費税相当額含む。）

第3 担当部局

〒443-8601 愛知県蒲郡市旭町17番1号

蒲郡市役所 市民生活部交通防犯課

電話：0533-66-1156 FAX：0533-66-1194

電子メールアドレス：kotsu@city.gamagori.lg.jp

第4 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たしていること。

- 1 蒲郡市入札参加資格者名簿において、「業務（大分類）：役務の提供等、営業種目（中分類）：調査委託、取扱内容（小分類）：交通関係調査」の入札参加資格について登録されていること。
- 2 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 3 公募の日から契約締結日までのいずれの日においても、本市契約に係る指名停止の措置を受けていない者であること。
- 4 「蒲郡市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年4月1日付け蒲郡市長・蒲郡警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- 5 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立

てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

- 6 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体等でないこと。
- 7 国税及び地方税の滞納がないこと。
- 8 平成27年度以降に、国又は地方公共団体が発注する公共交通計画の策定等、本業務に類する業務を履行した実績を有する者であること。ただし、アンケート調査等業務の一部のみを受託した実績は含まない。

第5 質問及び回答

本プロポーザルの実施要領や業務委託仕様書(案)、手続きに関して質問がある場合は、次に定めるところにより質疑応答書(様式1)により質問すること。

- 1 実施要領・仕様書等の配布方法
蒲郡市のホームページからダウンロードする。紙での直接配布はしない。
- 2 提出期限
令和5年6月16日(金)午後5時まで
- 3 提出場所
第3 担当部局と同じ。
- 4 提出方法
担当部局のメールアドレスに電子メールにより提出する。提出後は担当部局に到着していることを必ず確認すること。
- 5 回答方法
令和5年6月19日(月)に、質問提出者名を伏せ、蒲郡市公式ホームページ上に当該回答内容を掲載するので、質問の有無にかかわらず確認のこと。
- 6 留意事項
 - (1) 提出された質問に関し、質問の意図を確認するため担当部局から質問提出者へ問合せをする場合がある。
 - (2) 本プロポーザルの執行に関し担当部局が不適切と判断した質問については、回答しない。

第6 参加表明書手続

- 1 参加表明書の提出
参加希望者は、次のとおり参加表明書等を提出しなければならない。
なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。
 - (1) 提出書類
 - ア 参加表明書(様式2)
 - イ 業務実績書(様式3)
 - ウ 業務実施体制(様式4)
 - エ 業務担当責任者の業務実績等(様式5)
 - オ 会社概要の分かるもの(様式は任意)
 - (2) 留意事項
 - ア 業務実績は、元請けとして実施したものを対象とすること。
 - イ 記載した業務実績について、契約書の写し等を添付すること
 - ウ 記載した有資格情報について、資格者証の写し等を添付すること。
 - (3) 提出期限

令和5年6月21日（水）午後5時必着

(4) 提出場所

第3 担当部局と同じ。

(5) 提出方法

担当部局のメールアドレスに電子メールにより提出する。提出後は担当部局に到着していることを必ず確認すること。

2 参加資格の確認等

(1) 参加資格要件の確認及び提案書提出の要請

第4に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、次に掲げる事項を記載した確認結果通知書を通知する。

ア 参加資格を有すると認めた者にあつては、参加資格がある旨及び提案書の提出を要請する旨

イ 参加資格を有しないと認めた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由

(2) 通知

令和5年6月23日（金）に、電子メールにて通知する。

(3) 提案書の提出を要請する者の選定

参加資格を有する者が6者以上あった場合は、別紙2の(1)で示す基準に基づく評価の合計点が高いものから提案書の提出者として5者程度を選定する。ただし、同評価の提出者が2者を超えて存在する場合はこの限りではない。

(4) 参加資格を有しないと認めた者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期間

令和5年6月30日（金）までの休日を除く午前9時から午後5時まで

イ 提出場所

第3 担当部局と同じ。

ウ 提出方法

持参によること。（郵送、ファックス又は電子メールによるものは受け付けない。）

(5) 市長は、(2)の説明を求められたときは、令和5年7月6日（木）までに説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

第7 提案書の作成要領

提案書の提出を要請されたもの（以下「提案者」という。）は、次に定めるところにより提案書類を作成し、提出するものとする。

1 提出書類

提案提出書（様式6）

企画書（様式は任意）

提案価格書（様式7）

2 提案内容

企画書及び提案価格書には、次の事項について記載すること。

(1) 会社概要

会社の概要及び公共交通計画の策定等、本業務に類する業務の実績について、成果を含めて記載すること。

(2) 業務実施方針

ア 本業務の遂行にあたっての実施方針及び提案者の体制について、担当者の人数と各担当者の経験年数・保有資格・本業務に類する業務の実績及び担当業務を含

めて記載すること。

イ 本業務におけるスケジュール表を作成し、各業務の実施時期について記載すること。

(3) 業務提案

ア 蒲郡市地域公共交通会議委員等の関係者・関係団体に対するニーズ確認の方法について、提案すること。

イ 利用者に対するニーズ確認の方法について、提案すること。

ウ 現行のモード別利用実績・事業収支状況調査の方法について、提案すること。

エ 実施可能性や事業継続性を考慮した公共交通ネットワークの最適化方策の検討を念頭に、交通事業者ヒアリング調査による現在の事業状況や今後の事業継続性などの実態確認について、考え方を提案すること。

オ 各種調査等を踏まえた課題抽出と対応方針の検討について、考え方を提案すること。

カ 追加提案として本市にとって有益なものがあれば、具体的な内容を提案すること。

(4) 提案価格書

業務に係る事業費積算内訳を明記したうえで、消費税及び地方消費税相当額を含む金額を記載すること。

3 作成上の注意事項

(1) 企画書は、会社概要、業務実施方針、業務提案の順に記載すること。

(2) 提案価格は契約上限金額を超えてはならない。

(3) 企画書の内容は、説明をしなくても企画書を読んで理解できる内容とし、明確かつ定量的、具体的に記述すること。

(4) 説明は文書をもって行い、図表等はその補助として用いること。図のみの説明は認めない。

(5) 用紙の向き等は、縦置き、横書き（左綴じ）とし、フォントサイズは10.5ポイント以上とすること。ただし、図表等表現の都合上用紙の方向を一部変更したり、記述方法を一部縦書きにしたりすることは差し支えない。

4 提出方法等

(1) 提出期限

令和5年7月10日（月）午後5時必着

(2) 提出場所

第3 担当部局と同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）とする。

(4) 提出部数

6部（正本1部、副本5部）

5 提案書等の著作権等の取扱い

(1) 提案書等の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属するものとする。

(2) 市は、プロポーザル方式の手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。

(3) 市は、提案者から提出された提案書等について、蒲郡市情報公開条例（平成10年蒲郡市条例第1号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

第8 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- 1 参加資格要件を満たしていない場合
- 2 提出書類に虚偽の記載があった場合
- 3 実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- 4 契約上限金額を超える提案をした場合
- 5 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

第9 提案書類の審査及び評価

1 選定委員会の設置

提案書類の審査、評価及び受託候補者の特定を行うため、別紙1の者で構成する公共交通ネットワーク再編検討調査業務委託プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

2 プレゼンテーション等の実施

選定委員会において、提案内容をより理解するため、提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり行う。

(1) 実施方法

ア 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は説明15分、質疑15分の計30分とする。

イ 提案追加資料の配付は禁止するが、提出された提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。

ウ プレゼンテーション等の説明者は、補助者を含めて3名までとする。

エ 欠席をした場合は、提案書の審査、評価及び特定から除外する。

(2) 実施日及び場所

令和5年7月19日（水） 蒲郡市役所（蒲郡市旭町17番1号）

※時間等詳細については、別途通知する。

3 審査項目及び評価基準

提案書類及びプレゼンテーション等により、次の審査項目について、別紙2の(2)で示す評価基準に基づき審査及び評価を行う。

- (1) 会社概要
- (2) 業務実施方針
- (3) 業務提案
- (4) 提案価格

4 受託候補者の特定

選定委員会において、上記3の審査及び評価を踏まえ、受託候補者の特定を行う。各委員の採点に基づき各提案者に順位を付け、第1順位の最も多い提案者を受託候補者として特定する。ただし、第1順位の最も多い提案者が2者以上いるときは、選定委員会において、各委員の採点結果を踏まえた上で、合議により受託候補者を特定する。

なお、選定委員会の審議により、当該業務の内容に適合した履行の確保が見込めないと判断された場合には、受託候補者を特定しない。

5 審査結果の通知

(1) 受託候補者を特定したときは、速やかに提案者に対し、次の事項を通知するものとする。

ア 受託候補者名

イ 受託候補者にあつては、今後の契約手続の旨

ウ 受託候補者とならなかった者にあつては、その理由及び所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(2) 受託候補者とならなかった者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期間

令和5年7月31日（月）までの休日を除く午前9時から午後5時まで

イ 提出場所

第3 担当部局と同じ。

ウ 提出方法

持参によること。（郵送、電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。）

(3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、令和5年8月4日（金）までに説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

6 特定結果の公表

受託候補者と契約を締結したときは、次の事項を公表するものとする。

(1) 業務名

(2) 業務内容及び業務期間

(3) 受託者の名称及び所在地

第10 契約に関する基本事項

1 契約の締結

契約に当たっては、本市と受託候補者が業務委託仕様書（案）をもとに当該業務の内容及び価格等について協議を行い、合意の上、随意契約の方法により契約を締結する。ただし、受託候補者との協議が調わなかった場合は、次点候補者と協議を行う。

2 契約保証金

蒲郡市契約規則第26条の規定による。

3 契約書作成の要否

要する。

4 支払い条件

業務完了後、完了払いとする。

第11 参加の辞退

本プロポーザルへの参加を表明した後、参加を辞退する場合は、遅滞なく辞退届（様式8）を作成し、担当部局へ提出すること。

第12 その他

1 選考結果についての異議申し立ては、一切受け付けない。

2 本プロポーザルへの参加を表明したものが1者しかいない場合であっても、プロポーザルは成立するものとする。この場合、受託候補者として問題ないと評価された場合にのみ契約の協議を行うものとする。

3 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

4 参加表明及び提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

5 提出された書類は、返還しない。

6 本プロポーザル実施要領に定めるもののほか必要な事項については、担当部局において定める。

第13 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

実施内容	実施期限又は期日
実施要領の公表	令和5年6月12日（月）
質疑応答書の提出	令和5年6月16日（金）午後5時まで
質疑応答に対する回答	令和5年6月19日（月）
参加表明書の提出	令和5年6月21日（水）午後5時まで
参加資格要件確認結果通知 及び提案書提出要請	令和5年6月23日（金）
提案書の提出	令和5年7月10日（月）午後5時まで
プレゼンテーション等	令和5年7月19日（水）
提案書審査結果の通知	令和5年7月25日（火）

選定委員会構成委員

役職	氏名	所属
委員長	飯島伸幸	蒲郡市市民生活部長
委員	孕石勝也	蒲郡市総務部次長兼契約検査課長
委員	成瀬貴章	蒲郡市建設部次長兼土木港湾課長
委員	鷹巣央佳	蒲郡市都市開発部都市計画課長
委員	柴田剛広	蒲郡市市民生活部交通防犯課長

(1) 提案書の提出者を選定するための基準

分類	評価項目	配点	評価区分及び点数		
			複数の場合	1つの場合	なし
業務経歴等	平成 27 年度以降に本業務に類する業務の受託実績	5 点	5	3	0
	業務担当責任者の受託実績	5 点	5	3	0

(2) 公共交通ネットワーク再編検討調査業務 評価基準

審査項目		評価のポイント	配点	評価区分及び点数				
				特に優れている	優れている	標準	やや不十分	不十分
実施体制	業務執行体制	業務を実施できる人員及び技術力が確保されているか。	10 点	10	7	5	2	0
	業務実績	本業務に類する業務経験を有しているか。実績の内容・成果が本業務にふさわしいものか。	10 点	10	7	5	2	0
企画提案内容	提案内容の的確性	事業目的を正しく理解し、その実現に有効な方針が示されているか。	20 点	20	15	10	5	0
	提案内容の独創性	提案内容に独自性があり、新たな視点からの工夫があるか。	10 点	10	7	5	2	0
	提案内容の実現性	実施内容は具体的で、円滑な業務履行が可能か。	20 点	15	11	7	3	0
	提案価格	提案された価格に基づき評価する。	30 点	提案価格に応じて配分				

(3) 提案価格評価表

提案価格 (円)		点数
～	11,550,000	30 点
11,550,001	～ 11,880,000	29 点
11,880,001	～ 12,210,000	28 点
12,210,001	～ 12,540,000	27 点
12,540,001	～ 12,870,000	26 点
12,870,001	～ 13,200,000	25 点
13,200,001	～ 13,530,000	24 点
13,530,001	～ 13,860,000	23 点
13,860,001	～ 14,190,000	22 点
14,190,001	～ 14,520,000	21 点
14,520,001	～ 14,850,000	20 点
14,850,001	～ 15,180,000	19 点
15,180,001	～ 15,510,000	18 点
15,510,001	～ 15,840,000	17 点
15,840,001	～ 16,170,000	16 点
16,170,001	～ 16,500,000	15 点